「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	29207	豊田市・尼バンドン市の包括連携協定による外国人介護人材の活用・育成	①都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、送出し機関及び受入れ機関を当該地方公共団体の協定により決めることができるようにする。 ②都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、介護福祉士の国家資格取得のために実務経験を積む者に対し、4年間の在留資格を新設する。 ③上記実務経験ルートで介護福祉士を取得した者に対し、在留資格「介護」が付与される。 ④上記実務経験ルートで介護福祉士試験を受ける場合、試験時間を1．5倍に延長する。	（政策課題） 安全快適なモビリティライフの実現（高齢者会での移動モデル確立） （解決策） 当特区では、高齢者をはじめ、老若男女が安心、快適に活動できる行動支援の実施の一環として、民間企業、大学等と様々な技術開発を行ってきており、ロボットAI等高等技術を用いた介護を目指している。 モデルケースとして、豊田市と包括連携協定を締結しているバンドン市から外国人介護人材を受入れ、豊田市独自の高度技術を用いた介護人材の養成を行い、本特区において創出する技術に触れ、持ち帰り、バンドン市で実施する介護に活用することで、当特区の掲げる目標に取組むものである。	1回目	法務省	入国管理局総務課企画室	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） 法別表第1の2の表の介護の項の下欄に掲げる活動 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件	z		出入国管理及び難民認定法においては，本邦に在留する外国人は，同法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き，上陸許可若しくは取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとすること，在留資格は法別表第一又は第二の上欄に掲げるとおりとし，これらの在留資格をもって在留する者は，その在留資格に応じて同表の下欄に掲げる活動又は身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができることとされている。	御提案①～③ついて，受入れの趣旨が人材育成にあるのであれば，特区での新たな在留資格の創設ではなく，まずは技能実習制度の活用を検討していただく必要があるものと考えるため，現行の技能実習制度において御提案の内容が実現できないかどうかを御検討いただきたい。	d	豊田市とバンドン市の2都市間の連携による海外介護人材の活用・育成を現行の技能実習制度で実現可能かどうかの検討を行っているところであるが，技能実習制度の前職要件（省令第10条第2項第3号）の「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」の「③実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合」を適応させて実施していく場合、以下の点において協議を継続したい。 【監理団体】 厚生労働省に確認したところ、地方自治体が管理団体及び送出機関になることはできないとの見解であり、都市間で直接取り決めを行うことができない。そのため、実習生が入国前に送出機関等に対して負担する費用が不透明となる。技能の移転をより誠実に履行することが可能な地方自治体を監理団体及び送出機関となれるようにしていただきたい。 【技能実習計画】 外国人技能実習機構に確認したところ、入国後（前）講習に初任者研修を、技能実習計画の項目に実務者研修を充てることは認められないとの回答であった。介護のキャリアパスとして日本人は一般的に、初任者研修、実務者研修を経て介護福祉士資格取得となり、国も示すところである。外国人技能実習生にも均等に機会が与えられるべきである。協定の下、限られた期間で介護福祉士取得といったより高度なレベルに到達させる目標を達成するために、認めていただきたい。 【入国後（前）講習】 当該講習は座学で第1号技能実習の予定時間全体の1／6以上とされている。日本語N3取得者については日本語の時間の免除があるが、免除した時間数も別の科目を実施しなければならないため、全体時間は変わらないとの見解を外国人技能実習機構から提示されたところ、日本語学習時間が減る分、入国後（前）講習の時間が減るようにしていただきたい。 【技能実習】 実務者経験ルートで介護福祉士を取得した場合、在留資格「介護」の付与が検討されている中で、本提案でもより高度な介護の技能を習得するために介護福祉士の資格取得を目指して設計している。介護福祉士の国家資格の試験に合格するためには日本語能力の向上と試験対策が必須となり、また、OJTによる技能実習自体の効果を高めるためにも日本語学習は重要な要素である。外国人技能実習機構から「日本語学習及び介護福祉士取得のための勉強時間は技能実習の時間の対象にならない。」との回答であったが、限られた時間の中で介護福祉士取得といったより高度なレベルに到達させる目標を達成するために、日本語学習の勉強時間を技能実習の時間の対象としていただきたい。	指定自治体は、担当省庁の見解を踏まえて現行の技能実習制度活用による提案の実現可否を検討した結果、新たに生じた課題について協議を継続することを希望している。担当省庁は指定自治体回答に記載の協議事項について、明確な根拠を示したうえで見解を示し、引き続き協議を行うこと。	
					2回目			外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「技能実習法施行規則」という。）第10条第1項及び第2項	z		技能実習法施行規則第10条第1項では技能実習の目標について、第2項では技能実習の内容について規定している。	御提案については以下のとおり回答する。 ・監理団体について （送出国の）地方自治体が送出機関となることについては、技能実習制度上排除されていないが、送出国の関係法令等にも留意する必要がある。技能実習制度は民間が主体となって技能等の移転を図る仕組みであるため、地方自治体が監理団体となることは想定されていない。 ・技能実習計画について 技能実習法施行規則第10条第1項では，修得をさせる技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の合格を目標とするよう定められており，技能実習は介護福祉士の資格取得を目標とするものではないことから，技能実習計画の項目として実務者研修を当てることは認められない。なお，初任者研修についてその内容が座学であるものについては，入国後講習として認められる余地がある。 ・入国後（前）講習について 技能実習法施行規則第10条第2項第7号において，日本語のみならず，本邦での生活や技能実習が円滑で効果的なものになるよう，その他の科目についても実施するよう定められており，当該基準を満たさない場合は実習計画の基準不適合として計画そのものが認められないことから，N3を取得していたとしても講習全体の時間を減らすことは認められない。 ・技能実習について 技能実習は修得をさせる技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の合格を目標とするものであり介護福祉士の資格取得を目標とするものではないことから、「介護福祉士取得のための日本語学習及び試験対策の勉強時間」については，技能実習法施行規則第10条に定められた技能実習の内容の基準のいずれにも該当しないため，当該勉強を技能実習計画の対象として認めることは困難である。	d	当方の提案趣旨が人材育成及び技能移転に有ることを御理解いただき，その上で御提示いただいた技能実習制度を活用すべきとの見解については了解し、指定自治体として実現に向けた検討を進めていく。 また、当方としては、現行の技能実習制度の中で実習生が、現地教育及び送出から入国を経る過程で多額の負担金を抱えてしまう実情を特に懸念しており、回答中の「民間が主体となって技能等の移転を図る」ことを効果的に促進する支援を形成するため、今後も御指導をお願いしたい。	法務省から、提案の趣旨が人材育成及び技能移転にあるのであれば、技能実習制度の活用を検討されたいとの見解が示され、指定自治体は了解したため、一旦協議を終了する。 なお、法務省は、指定自治体が実現に向けて検討を進める際に必要とする情報提供に努めるとともに、指定自治体が希望する場合は改めて協議を行うこととする。	ⅳ

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	29207	豊田市・尼バンドン市の包括連携協定による外国人介護人材の活用・育成	①都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、送出し機関及び受入れ機関を当該地方公共団体の協定により決めることができるようにする。 ②都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、介護福祉士の国家資格取得のために実務経験を積む者に対し、４年間の在留資格を新設する。 ③上記実務経験ルートで介護福祉士を取得した者に対し、在留資格「介護」が付与される。 ④上記実務経験ルートで介護福祉士試験を受ける場合、試験時間を１．５倍に延長する。	（政策課題） 安全快適なモビリティライフの実現（高齢者会での移動モデル確立） （解決策） 当特区では、高齢者をはじめ、老若男女が安心、快適に活動できる行動支援の実施の一環として、民間企業、大学等と様々な技術開発を行ってきており、ロボットAI等高等技術を用いた介護を目指している。 モデルケースとして、豊田市と包括連携協定を締結しているバンドン市から外国人介護人材を受入れ、豊田市独自の高度技術を用いた介護人材の養成を行い、本特区において創出する技術に触れ、持ち帰り、バンドン市で実施する介護に活用することで、当特区の掲げる目標に取組むものである。	1回目	厚生労働省	職業安定局 外国人雇用対策課 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室	④ －	①～③ Ｚ ④ Ｅ	－	－	④ 社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項に基づき厚生労働大臣が指定した指定試験機関（公益財団法人）社会福祉振興・試験センター）による試験事務の運用の中で試験時間が設定されている	①～③ ・ 外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「未来投資戦略2017」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、まずは政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。 ・ 御提案の趣旨が人材育成及び技能移転とのことから、現行の技能実習制度の趣旨と一致しているため、まずは当該制度により御提案の内容が実現できないか御検討いただきたい。 なお、いわゆる実務経験ルートで介護福祉士資格を取得した外国人に対する在留資格「介護」の付与については、昨年12月８日閣議決定の「新しい経済対策パッケージ」に盛り込まれたところ。 ④ 御提案は、①～③の御提案の実現を前提としているため、検討することはできない。	d	豊田市とバンドン市の2都市間の連携による海外介護人材の活用・育成を現行の技能実習制度で実現可能かどうかの検討を行っているところであるが、技能実習制度の前職要件（省令第１０条第２項第３号）の「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」の「③実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合」を適応させて実施していく場合、以下の点において協議を継続したい。 【監理団体】 厚生労働省に確認したところ、地方自治体が管理団体及び送出機関になることはできないとの見解であり、都市間で直接取り決めを行うことができない。そのため、実習生が入国前に送出機関等に対して負担する費用が不透明となる、技能の移転をより誠実に履行することが可能な地方自治体を監理団体及び送出機関となれるようにしていただきたい。 【技能実習計画】 外国人技能実習機構に確認したところ、入国後（前）講習に初任者研修を、技能実習計画の項目に実務者研修を充てることは認められないとの回答であった。介護のキャリアパスとして日本人は一般的に、初任者研修、実務者研修を経て介護福祉士資格取得となり、国も示すところである。外国人技能実習生にも均等に機会が与えられるべきである。協定の下、限られた期間で介護福祉士取得といったより高度なレベルに到達させる目標を達成するために、認めていただきたい。 【入国後（前）講習】 当該講習は座学で第１号技能実習の予定時間全体の１／６以上とされている。日本語N3取得者については日本語の時間の免除があるが、免除した時間数も別の科目を実施しなければならないため、全体時間は変わらないとの見解を外国人技能実習機構から提示されたところ、日本語学習時間が減る分、入国後（前）講習の時間が減るようにしていただきたい。 【技能実習】 実務者経験ルートで介護福祉士を取得した場合、在留資格「介護」の付与が検討されている中で、本提案でもより高度な介護の技能を習得するために介護福祉士の資格取得を目指して設計している。介護福祉士の国家資格の試験に合格するためには日本語能力の向上と試験対策が必須となり、また、OJTによる技能実習自体の効果を高めるためにも日本語学習は重要な要素である。外国人技能実習機構から「日本語学習及び介護福祉士取得のための勉強時間は技能実習の時間の対象にならない。」との回答であったが、限られた時間の中で介護福祉士取得といったより高度なレベルに到達させる目標を達成するために、日本語学習の勉強時間を技能実習の時間の対象としていただきたい。	指定自治体は、担当省庁の見解を踏まえて現行の技能実習制度活用による提案の実現可否を検討した結果、新たに生じた課題について協議を継続することを希望している。担当省庁は指定自治体回答に記載の協議事項について、明確な根拠を示したうえで見解を示し、引き続き協議を行うこと。	
					2回目		人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第３号。以下「技能実習法施行規則」という。）第10条第１項及び第２項	Ｚ	－	－	技能実習法施行規則第10条第１項では技能実習の目標について、第２項では技能実習の内容について規定している。	御提案については以下のとおり回答する。 ・監理団体について （送出国の）地方自治体が送出機関となることについては、技能実習制度上排除されていないが、送出国の関係法令等にも留意する必要がある。技能実習制度は民間が主体となって技能等の移転を図る仕組みであるため、地方自治体が監理団体となることは想定されていない。 ・技能実習計画について 技能実習法施行規則第10条第１項では、修得をさせる技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の合格を目標とするよう定められており、技能実習は介護福祉士の資格取得を目標とするものではないことから、技能実習計画の項目として実務者研修を当てることは認められない。なお、初任者研修についてその内容が座学であるものについては、入国後講習として認められる余地がある。 ・入国後（前）講習について 技能実習法施行規則第10条第２項第７号において、日本語のみならず、本邦での生活や技能実習が円滑で効果的なものになるよう、その他の科目についても実施するよう定められており、当該基準を満たさない場合は実習計画の基準不適合として計画そのものが認められないことから、N3を取得していたとしても講習全体の時間を減らすことは認められない。 ・技能実習について 技能実習は修得をさせる技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の合格を目標とするものであり介護福祉士の資格取得を目標とするものではないことから、「介護福祉士取得のための日本語学習及び試験対策の勉強時間」については、技能実習法施行規則第１０条に定められた技能実習の内容の基準のいずれにも該当しないため、当該勉強を技能実習計画の対象として認めることは困難である。	d	当方の提案趣旨が人材育成及び技能移転に有ることを御理解いただき、その上で御提示いただいた技能実習制度を活用すべきとの見解については了解し、指定自治体として実現に向けた検討を進めていく。 また、当方としては、現行の技能実習制度の中で実習生が、現地教育及び送出から入国を経る過程で多額の負担金を抱えてしまう実情を特に懸念しており、回答中の「民間が主体となって技能等の移転を図る」ことを効果的に促進する支援を形成するため、今後も御指導をお願いしたい。	厚生労働省から、提案の趣旨が人材育成及び技能移転にあるのであれば、技能実習制度の活用を検討されたいとの見解が示され、指定自治体は了解したため、一旦協議を終了する。 なお、厚生労働省は、指定自治体が実現に向けて検討を進める際に必要とする情報提供に努めるとともに、指定自治体が希望する場合は改めて協議を行うこととする。	ⅳ